

遊漁船事業者等への安全設備の義務化に関する 説明会実施状況

遊漁船事業者等への安全設備の義務化に関する説明会等実施状況

都道府県等

- 昨年11月に47都道府県の遊漁船事業者担当者に対し、安全設備の義務化の趣旨を理解頂くための説明を実施。
- 遊漁船事業者向けのチラシを掲載した安全設備の義務化に関するHPを作成し、都道府県等の関係団体に広く周知。
- 本検討会の資料等を国土交通省HPで速やかに公表し、都道府県等の関係団体に広く周知し、意見の集約を図っている。

適用日以降の義務化の対象範囲	①旅客定員13人以上の遊漁船	②旅客定員12人以下の遊漁船
●義務化について	不要	不要
➤ 限定沿海を航行する「①旅客定員13人以上の遊漁船」の法定無線設備から携帯電話を除外予定	必要用無線設備又は船舶電話又は非常用無線設備又は携帯電話	必要用無線設備又は船舶電話又は非常用無線設備又は携帯電話
➤ 「②旅客定員12人以下の遊漁船」に対して、新たに法定無線設備の義務付けを予定	2時間限定沿海 必要用無線設備又は船舶電話	必要用無線設備又は船舶電話
沿岸5海里 必要用無線設備又は船舶電話		
沿海 必要用無線設備又は船舶電話		

適用日以降の義務化の対象範囲	①旅客定員13人以上の遊漁船	②旅客定員12人以下の遊漁船
●義務化について	不要	不要
➤ 限定沿海以遠を航行する「遊漁船（①及び②）」に対して非常用位置等発信装置の積み付けを義務化予定	EPFRB® 又は AIS（船級型（Class-B）を含む）	
平水		
2時間限定沿海		
沿岸5海里		
沿海		

<遊漁船事業者向けのチラシ(表面)>

遊漁船事業者

計 57回

- 遊漁船関連団体に対し、説明・意見交換を実施。また、水産庁や都道府県主催の遊漁船業法の改正に係る事業者説明会に出席し、安全設備の義務化についてもあわせて説明・意見交換を実施。

- 水産庁遊適法改正説明会 3回
- 都道府県遊適法改正説明会 45回 (23都道府県)
- 関連団体説明会 9回 (日本釣りジャーナリスト協議会、日本釣振興会、全国漁業協同組合連合、西日本遊漁船業協同組合、釣り東北意見交換会 等)

その他関連事業者

計 11回

- その他関連事業者等に説明・意見交換を実施。
 - 知床事業者との意見交換会
 - 琵琶湖事業者との意見交換会
 - 神奈川県漁連・神奈川県釣船業協同組合説明会
 - 小型船安全協会説明会



<知床事業者との意見交換会> <琵琶湖事業者との意見交換会>

海上運送法事業者 計 30回

➤ 海上運送法事業者に対し、本省や各地方運輸局等の主催で説明・意見交換を実施。
また、関連団体(日本旅客船協会)を通じて加盟事業者に対し、説明・意見交換を実施。

- 本省説明会 4回
- 地方運輸局説明会 15回
(北海道、東北、北信、関東、中部、近畿、神戸、中国、四国、九州、沖縄)
- 関連団体説明会 4回
(日本旅客船協会、日本内航海運組合連合会)
- 補助金事業者説明会 7回



お知らせ 申請する 問い合わせる

小型旅客船等の安全設備導入にかかる費用を支援

小型旅客船等安全対策事業費補助事業

公募期間：2023年4月26日(水)～2024年10月31日(木)

補助事業公募期間が延長になりました。
公募(交付申請) 締切 2024年10月31日
実績報告締切 2024年11月30日

安全設備の購入/発注には時間がかかりますので、早めの交付申請をお願いします。

本事業は、船舶運航事業者等を間接補助とし、以下の対象設備を導入した際の費用を補助します。

1 改良型救命いかだ等

2 業務用無線設備

3 非常用位置等発信装置

このサイトは、補助金事業に関する内容となっております。
遊漁船(海上運送法の適用を受けない：遊漁局に旅客船事業の許可申請や届出を出していない船舶)は国土交通省の本補助事業の対象になりませんので、水密庁担当窓口にお問い合わせください。
義務化に関する内容は、国土交通省海事局ホームページ(https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html)をご確認ください。

関東運輸局 Kanbō District Transport Bureau

検索 文字サイズ 標準 拡大

ホームページ お問い合わせ トップページ

関東運輸局について	情報公開	各種手続	試験・免許
入札総合情報	採用情報	行政処分	交通アクセス

関東運輸局 > 船舶の検査・登録・測度・油税法 > 旅客船の総合的な安全・安心対策(船舶の安全基準の強化)

旅客船の総合的な安全・安心対策(船舶の安全基準の強化)

印刷用ページ

令和4年4月に発生した和床遊覧船の事故を受けて、旅客船及び海上運送法又は遊漁船業の適正化に関する法律の適用を受ける事業者が使用する船舶(小型旅客船等)について、次に掲げる新たな安全設備の搭載義務が予定されています。

- 水中での救助待機が不要で、荒天時に落水せず乗り移りが可能な改良型救命いかだ等
- 陸上との間で常時通信できる業務用無線設備(携帯電話を除く)
- 海難時に救難信号及び自船位置情報を発信する非常用位置等発信装置

小型旅客船等安全対策事業費補助金

国では、小型旅客船等への新たな安全設備の購入費用を補助するため、「小型旅客船等安全対策事業費補助金」による補助事業を実施しております。
詳しくは、補助金事務局のホームページをご覧ください。
[補助金事務局のHP\(外部リンク\)](#)

「小型旅客船等安全対策事業費補助金」事業者説明会

関東運輸局では、「小型旅客船等安全対策事業費補助金」の活用による新たな安全設備の早期導入を促進するため、令和5年11月1日に事業者に対して説明会を開催いたしました。主な説明内容等は以下のとおりです。

- 小型旅客船等の安全対策(海事局安全政策課)
 - 説明内容: 新たな安全設備の搭載にかかる適用船舶、適用日等について
 - 説明資料: [資料1「小型旅客船等の安全対策」](#)
[参考資料「障害対応型改良型救命いかだ等仕様書」](#)
[参考資料「RFID-Japan 改良型監視型救命いかだ等仕様書」](#)
- 補助事業の実施について(海事局安全政策課及び補助金事務局)
 - 説明内容: 補助対象船舶、補助額、申請手続き、スケジュール等について